

議第10号議案

障がい福祉サービスの報酬改定などを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年6月17日提出

提出者	新座市議会議員	辻	実樹
賛成者	〃	高邑	朋矢
	〃	小野	大輔
	〃	石島	陽子
	〃	笠原	進

提 案 理 由

障がい福祉サービスの報酬改定などを求めるため、この案を提出する。

障がい福祉サービスの報酬改定などを求める意見書

平成30年度の障がい福祉サービスの報酬改定では、計画相談支援において基本報酬を引き下げ、加算項目を細分化しました。しかし、特定事業加算は専従を複数置くことや24時間対応などハードルが高く、加算の取得率は低調であるとのことです。

障がいのある方が地域で自分らしく暮らすためには相談支援専門員の充足が不可欠ですが、計画相談を行う指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、相談件数が多いため手が回らず、新規の相談が受けられない状況になっています。また、計画相談単独では多くの事業所は赤字の運営になってしまい、撤退する状況も生まれています。

このままでは、障がいのある方が安心して暮らすことのできる地域生活にも大きな影響を及ぼします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条では、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことや、障がい者（児）の福祉の増進を図ることがうたわれています。以下について対策を講じていただきますよう強く要請します。

- 1 計画相談の報酬は、対応件数×報酬単位という算定方法ではなく、1か所当たりの運営費として交付すること。また、加算はそのベースの上に、利用者の状況、支援の量や質によって上乘せするような体系にすること。
- 2 指定特定相談支援事業所が計画相談単独で運営できるよう、報酬単価を引き上げること。
- 3 モニタリングの回数は、利用者のニーズに合わせて2か月に一度実施するなど、標準期間を柔軟に取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様